

品川区契約関係暴力団等排除措置要綱

制定 平成24年3月21日区長決定
要綱第34号
平成24年11月1日一部改正
令和3年12月27日一部改正
要綱第349号
令和5年3月23日一部改正
要綱第48号

(趣旨)

第1条 この要綱は、品川区暴力団排除条例（平成24年品川区条例34号。以下「条例」という。）第7条の規定により、品川区（以下「区」という。）が発注する契約から暴力団等の関与を防止する措置について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区の発注する契約 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事、測量、建設コンサルタント業務、物品の購入、物品の借入れ、業務委託、役務の提供等の契約及び財産の買入れ、売払い、貸付契約等の区が発注するすべての契約をいう。
- (2) 入札参加資格者 区の発注する契約に関し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4もしくは第167条の5に基づく一般競争入札の参加資格または同令第167条の11に基づく指名競争入札の参加資格を有する者をいう。
- (3) 暴力団等 条例第2条第1号に規定する暴力団及び暴力団員等をいう。
- (4) 暴力団員等 条例第2条第2号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (5) 役員等 代表役員（入札参加資格者である個人または法人の代表権を有する者（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した者を含む。）、一般役員等（入札参加資格者の役員、執行役員、支店を代表する者または営業所を代表する者（常時、区との区の発注する契約を締結する権限を有する事業所の所長をいう。）で代表役員以外の者）及び役員として登記または届出はされていないが事実上経営に参画している者をいう。
- (6) 使用人 入札参加資格者に雇用される者で、前号に該当する者以外の者をいう。
- (7) 下請負人等 工事の一部を第三者に委任し、または請け負わせる場合の下請負人、工事等に使用する資材、原材料の購入その他の契約の相手方及び委託業務を第三者に委任し、または請け負わせる場合（再委託）の受託

者をいう（当該受託者から業務の一部を受任し、または請け負う者、それ以降の二次以降の下請負人等を含む。）。

（入札参加除外措置）

第3条 区長は、入札参加資格者の個人、法人の役員等または使用人が、別表各号に掲げる措置要件に該当すると認めるときは、第16条に規定する品川区契約関係暴力団等排除措置対策委員会（第16条第1項を除き以下「委員会」という。）の審議を経て、同表各号に定める期間において、当該入札参加資格者を区の発注する契約から排除する措置（以下「入札参加除外措置」という。）を行うものとする。ただし、区長が委員会の審議を経る必要がないと認めるときは、委員会の審議を経ることなく、当該入札参加資格者に対して入札参加除外措置を行うことができる。

2 区長は、前項の規定に基づき入札参加除外措置を行ったときは、遅滞なく当該入札参加資格者に対して、品川区入札参加除外措置決定通知書（第1号様式）により通知するものとする。ただし、区長は、通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

（入札参加除外措置の解除）

第4条 区長は、入札参加除外措置を行った日から別表各号に定める期間を経過し、かつ、当該入札参加除外措置を受けた入札参加資格者（以下「入札参加除外者」という。）から入札参加除外措置の解除の申請があり、当該入札参加除外者が同表各号のいずれにも該当しないと認めるときは、委員会の審議を経て、当該入札参加除外措置を解除するものとする。

2 入札参加除外者は、前項の規定に基づき入札参加除外措置の解除を申請するときは、品川区入札参加除外措置解除申請書（第2号様式）を区長に提出するものとする。この場合において区長は、別表各号のいずれにも該当する事実が解消した旨の報告書、将来にわたり同号に該当する行為等をしない旨の誓約書等の添付を求めることができる。

3 区長は、入札参加除外措置の解除を行ったときは、当該入札参加除外者に対して、品川区入札参加除外措置解除決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

4 区長は、入札参加除外措置を解除することができないと認めるときは、当該入札参加除外者に対して、品川区入札参加除外措置継続通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（勧告措置）

第5条 区長は、入札参加除外措置を行わない場合において、この要綱の趣旨に照らし必要があると認めるときは、委員会の審議を経て、当該入札参加資格者に対し、必要な措置の勧告を行うことができる。ただし、区長が委員会の審議を経る必要がないと認めるときは、委員会の審議を経ることなく、当該入札参加資格者に対して勧告措置を行うことができる。

2 区長は、前項の規定に基づく勧告は、当該入札参加資格者に対して、品川区暴力団等排除措置に関する勧告書（第5号様式）により行うものとする。

(入札参加除外措置等の公表)

第6条 区長は、入札参加除外措置または入札参加除外措置の解除を行ったときは、入札参加除外者の商号または名称、入札参加除外措置事由、入札参加除外措置の期間等を公表することができる。ただし、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、品川区個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年品川区条例第3号)および品川区情報公開条例(平成9年品川区条例第25号)の目的に照らし、公表することが適切でない情報は除くものとする。

(入札参加資格者の審査における排除)

第7条 区長は、入札参加資格者に係る参加資格の審査に当たり、入札参加除外者に参加資格を認めてはならない。

(一般競争入札からの排除)

第8条 区長は、区の発注する契約に係る一般競争入札を行うに当たり、入札参加除外者の入札参加またはその資格を認めてはならない。

2 区長は、入札参加またはその資格を認めた者が区の発注する契約の締結までの間に入札参加除外措置を受けたときは、当該入札参加またはその資格を取り消し、または区の発注する契約の締結を行わないものとする。

3 前2項に規定する措置は、あらかじめ入札公告において周知するものとする。

4 区長は、第2項の規定により当該入札参加の資格を取り消したときは、当該入札参加除外者に対して、品川区入札参加除外措置決定通知書(第1号様式)により通知するものとする。

5 前各項の規定は、せり売りを行う場合について準用する。

(指名競争入札からの排除)

第9条 区長は、区の発注する契約に係る指名競争入札を行うに当たり、入札参加除外者を指名してはならない。

2 区長は、指名を受けた者が区の発注する契約の締結までの間に入札参加除外措置を受けたときは、当該指名を取り消し、または区の発注する契約の締結を行わないものとする。

3 区長は、前項の規定により指名を取り消し、または区の発注する契約の締結を行わない場合は、当該入札参加除外者に対して、品川区入札参加除外措置決定通知書(第1号様式)により通知するものとする。

(随意契約からの排除)

第10条 区長は、入札参加資格の有無にかかわらず、別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する者を、随意契約の相手方としてはならない。ただし、当該契約の種類、性質、目的、履行場所等により、区の発注する契約の相手方が除外措置を受けた者に限定されるときその他特別の理由があると区長が認めるときは、この限りではない。

(下請負等の禁止等)

第11条 区長は、入札参加資格の有無にかかわらず別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する者を、区の発注する契約の下請負人等とすることを認めない。

2 区長は、区が締結している契約の相手方が、入札参加資格の有無にかかわらず別表第1号に該当する者を下請負人等としていたときは、当該工事等の契約の相手方に対して、当該下請負人等との契約を解除するよう求めることができる。

(準用)

第12条 第3条から前条までの規定は、入札参加除外者を構成員として含む共同企業体、事業協同組合等について準用する。

(契約の解除)

第13条 区長は、区の発注する契約の相手方が入札参加除外措置を受けた場合に、当該契約の解除ができる旨契約条項を定めるものとする。

(指定管理者等への指導)

第14条 区長は、第3条の規定により入札参加除外措置を行ったときは、区の事務または事業を行わせる指定管理者、その他別に定める法人に対して、所管部長を通じて当該法人が発注する契約から入札参加除外者を排除するよう指導するものとする。

(不当介入等に対する措置)

第15条 区長は、区の発注する契約の相手方に対し、当該契約の履行に当たって、暴力団員等またはこれに限らず工事妨害等の不当介入または下請参入等の不当要求（以下「不当介入等」という。）を受けたときは、速やかに区に報告し、警察へ届け出るよう指導しなければならない。

2 区長は、区の発注する契約の相手方に対し直接または間接に指揮または監督を行うべき下請負人等が暴力団員等から不当介入等を受けたときは、当該下請負人等に報告を求め、警察への届け出を指導するよう求めるものとする。

3 区長は、区の発注する契約の相手方または下請負人等が不当介入等を受け、当該契約の履行の遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、当該契約の相手方が前2項の規定に基づき適切な報告、届出または指導を行ったと認める場合に限り、工程の調整、履行期限の延長等の必要な措置を講ずるものとする。

4 区長は、契約の締結に当たっては、前3項の不当介入等に関する措置を明示した品川区暴力団等排除に関する特約条項を契約書に付するものとする。

(契約関係暴力団等排除措置対策委員会の設置)

第16条 区は、第3条に規定する入札参加除外措置に関する審議を行うため、品川区契約関係暴力団等排除措置対策委員会を設置する。

2 委員会は、次の事項を審議する。

(1) 第3条第1項に規定する入札参加除外措置に関すること。

(2) 第4条第1項に規定する入札参加除外措置の解除に関すること。

(3) 第5条第5項に規定する勧告措置に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、区の発注する契約から暴力団等の介入を排除するために必要な事項

3 委員会は、品川区指名業者選定委員会規程（昭和41年7月5日制定）に基づく品川区指名業者選定委員会の委員長及び委員ならびに生活安全担当課長をも

って組織する。

- 4 委員会の会議は、委員長が必要に応じてこれを招集し、会務を統括する。
- 5 委員長に事故がある場合は、委員長があらかじめ指定する者がその職務を代理する。
- 6 委員長は、特に必要があると認めるときは、第3項に定める者のほか、臨時に委員を置くことができる。
- 7 委員会の庶務は、総務部経理課において処理する。

(関係機関との連携)

- 第17条 区は、この要綱の運用に当たっては、警察等関係機関と密接に連携するものとする。
- 2 区は、警視庁との相互の連絡協議体制を確立するため、警視庁との間に品川区が発注する契約における暴力団等排除に関する合意書を締結するものとする。

(委任)

- 第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

別表(第3、4、10、11条関係)

号	措置要件	期間
1	<p>(暴力団員等が経営関与)</p> <p>入札参加資格者またはその役員等若しくは使用人が、暴力団員等であるときまたは暴力団員等が入札参加資格者の経営に事実上参加していると認められるとき。</p>	<p>当該措置をした日から24か月</p> <p>ただし、当該措置期間経過後も解消されない場合は、解消されたと認められる日まで(以下、次項から第5号までの期間の算定において同じ。)</p>
2	<p>(暴力団等の利用)</p> <p>入札参加資格者またはその役員等が、自社、自己若しくは第三者の利益を図り、または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員等を利用したと認められるとき。</p>	<p>当該措置をした日から24か月</p>
3	<p>(暴力団等への利益供与)</p> <p>入札参加資格者またはその役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず暴力団または暴力団員等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該措置をした日から12か月</p>
4	<p>(暴力団等との親交)</p> <p>入札参加資格者またはその役員等が、暴力団または暴力団員等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。</p>	<p>当該措置をした日から12か月</p>
5	<p>(暴力団等との下請契約等)</p> <p>入札参加資格者またはその役員等が、下請契約、資材・原材料の購入契約その他の契約に当たり、その契約の相手方の入札参加資格の有無にかかわらず、「入札参加資格者」を「当該契約の相手方」と読み替えた場合に第1号から第4号までのいずれかの規定に該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。</p>	<p>当該措置をした日から12か月</p>
6	<p>(再度の勧告措置)</p> <p>入札参加資格者が第5条に基づく勧告措置を受けた日から1年以内に再度勧告措置を受けたとき。</p>	<p>当該措置をした日から12か月</p>

第1号様式（第3条、第8条、第9条関係）

品総経発第 号
年 月 日

様

品川区長 印

品川区入札参加除外措置決定通知書

品川区契約関係暴力団等排除措置要綱第3条第1項の規定により、入札参加除外措置を下記のとおり行うこととしたので、通知します。

記

1 入札参加除外期間

本決定から 月経過し、かつ、品川区契約関係暴力団等排除措置要綱別表各号のいずれにも該当しないと区長が認め、同要綱第4条第1項の規定に基づき当該措置の解除を行うまで。

2 入札参加除外措置を行う理由

品川区契約関係暴力団等排除措置要綱別表第 号に該当すると認められるため

3 入札参加除外措置の内容

- (1) 本区で実施する競争入札に参加することはできません。
- (2) 本区と契約を締結することはできません。
- (3) 本区が発注する契約の下請負先及び再委託先となることはできません。

以 上

第2号様式（第4条関係）

年 月 日

品川区長 へ

所在地
名称
代表者（代理人）氏名

品川区入札参加除外措置解除申請書

当社は 年 月 日付 品総経発第 号にて入札参加除外措置を受けていますが、現在、暴力団等との関係を有しておらず、品川区契約関係暴力団等排除措置要綱別表各号のいずれにも該当していません。

よって、品川区契約関係暴力団等排除措置要綱第4条第2項の規定により、下記のとおり、入札参加除外措置の解除を申請します。

記

1 解除を申請する理由とその根拠

第3号様式（第4条関係）

品総経発第 号
年 月 日

様

品川区長 印

品川区入札参加除外措置解除決定通知書

年 月 日付で申請のあった入札参加除外措置の解除について、品川区契約関係暴力団等排除措置要綱第4条第1項の規定により、当該措置を下記のとおり解除することとしたので、通知します。

記

1 入札参加除外措置を解除する日

年 月 日

以 上

第4号様式（第4条関係）

品総経発第 号
年 月 日

様

品川区長 印

品川区入札参加除外措置継続通知書

年 月 日付で申請のあった入札参加除外措置の解除について、入札参加除外措置の原因となった事実の解消が確認できませんでしたので、下記のとおり入札参加除外措置を継続するので通知します。

記

- 1 入札参加除外措置を継続する理由

第5号様式（第5条関係）

品総経発第 号
年 月 日

様

品川区長 印

品川区暴力団等排除措置に関する勧告書

貴社は、品川区契約関係暴力団等排除措置要綱別表第 号に掲げる行為があると認められるため、今回は入札参加除外措置は行いませんが、品川区契約関係暴力団等排除措置要綱第5条の規定により勧告します。

記

1 勧告理由